

地域医療構想等に関する国と県の方向性について

地域医療構想・公立病院改革に関する国の方向性について

1 地域医療構想について

- 医療提供体制の改革については、2025年を目指した地域医療構想の実現に取り組んでいるが、2025年以降も少子高齢化の進展が見込まれ、さらに人口減に伴う医療人材の不足、医療従事者の働き方改革といった新たな課題への対応も必要。
- こうしたことを踏まえ、2040年の医療提供体制の展望を見据えた対応を整理し、①地域医療構想の実現、②医師・医療従事者の働き方改革の推進、③実効性のある医師偏在対策の着実な推進を三位一体で推進していくことが必要。
- 地域医療構想に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応状況等に配慮しつつも、質の高い効率的な医療提供体制を維持していくため、医療機能の分化・連携の推進に向けて、着実に議論を進める必要がある。

2 公立病院改革について

- 新公立病院改革ガイドラインでは、公立病院が、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を担っていくことができるよう、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに加え、地域医療構想の実現に向けた取組を推進するため、「新公立病院改革プラン」の策定を要請。
- 新公立病院改革プランの対象期間は令和2年度までとなっていることから、現行の新公立病院改革ガイドラインの改定等も含め、令和3年度以降の公立病院改革の取扱いについて改めて示すとされているが、公立病院の再編・ネットワーク化に関する地方財政措置の延長などにより、引き続き地域医療構想及び公立病院改革を推進。

青森県地域医療構想(青森保健医療圏域)の施策の方向等

現状・課題

- 600～500床の病院が併存[県立中央病院・青森市民病院(※)]しており、医師の配置の減などにより、医療機能の低下、休床が生じているほか、一部自治体病院の病床利用率の低迷など、再編・ネットワーク化の検討が必要。
- 県立中央病院は、唯一の県立総合病院として、県全域を対象とした高度医療、専門医療、政策医療を担っており、今後も全国レベルの高度・専門医療の確保が必要。
- 津軽半島北部地域は、人口減少の中でへき地医療提供体制の整備を図ることが必要。
※青森市民病院の構想策定時の病床数は538床、現在は459床

施策の方向

- ◎ 自治体病院等の機能再編成による機能分化・連携を推進
(自治体病院等の機能分化連携の方向性)

- 1 青森県立中央病院
 - ① 高度医療の提供
 - ② 専門医療の提供
 - ③ 政策医療の提供
 - ④ 医師の育成
 - ⑤ 地域医療の支援

- 2 青森市民病院
 - ① 救急医療体制の確保
 - ② 回復期機能の充実・強化
 - ③ 医療機能、医療需要に見合う病床規模の検討

- 3 その他の自治体病院
 - ① 病床規模の縮小・診療所化
 - ② 回復期・慢性期への機能分化
 - ③ 圏域の中の中核病院との連携体制の構築
 - ④ 在宅医療の確保
 - ⑤ へき地医療拠点病院(外ヶ浜中央病院)を中心とした効率的なへき地等医療提供体制の確保と青森市内の医療機関等との役割分担・連携の明確化

- 4 民間機関との役割分担と連携明確化

(将来の検討の方向性)

- 1 圏域における高度急性期、急性期機能の更なる集約を視野に入れた検討

構想実現のため医療機関に求められている役割

- 将来の人口や医療需要の推計、病床機能報告による他の医療機関の医療機能の提供状況等の情報を共有することによって、地域における自院の相対的な位置づけを客観的に把握。
- 疾病構造の変化等による患者ニーズへの対応、医療従事者の確保の見通しや経営面等も含め、将来目指していく医療について見極め、自主的な取組あるいは地域医療構想調整会議を活用した医療機関相互の協議により、病床機能の分化・連携を進める。
- 毎年度の病床機能報告において、病棟単位で当該病床の機能に応じた患者の収れんのさせ方や、それに応じた必要な体制の構築などを検討。